

森林ボランティア活動での保険加入の注意事項

1. 加入保険の内容は？

①傷害保険：被保険者が傷害を負った場合に適用される保険。以下の2種類があるので注意。

- 動力付き対応：チェーンソー・刈払機を使用する現場
- 動力付き非対応：鉋・鎌・鋸のみの現場(機械使用時は保険対象外)

※傷害とは、「急激性」・「偶然性」・「外来性」の三因子が全て満たされた場合に発生した心身への被害のことです。ですから、蜂被害は、外来性で適用されますが、持病による疾患のみならず、心不全で倒れた場合の傷害や、下刈り時の熱中症などは、身体内部からの“病気”に原因するものとして保険対象外とされます。ご注意ください。

②賠償責任保険：被保険者や被保険者以外の第三者（会員以外の参加者や家族、通行人など）を加害し、又は物的財産(家屋・車・電線)を損壊した場合、当事者から損害賠償請求された場合に適用される保険。

2. 加入保険の適用日は？

森林関係のボランティア保険では、あらかじめ、加入時において1年間分の活動回数と保険が対象となる実施日まで特定し契約される場合が大半です。

しかしながら、1年間の活動計画が予定どおりに実施されることが困難であることから、ボランティア活動自身が、気象や現地の植生状況などに左右されるものであることから、事前であれば、保険特定日を変更できる会社もあるので確認してみてください。

※特に、臨時の活動現場や、実施日を変更した場合、その都度、保険加入日であるのか注意して下さい。

3. 加入保険の対象人数は？

当然のことながら、活動人数が多くなればなるほど、保険会社では事故発生率が高まると試算され、保険契約金額は高くなります。ですから、活動する現場での最大人数を特定し契約される場合が大半です。

例えば、保険契約金額を少なくするため、活動人数を20名で特定契約し、実際の活動現場で40名が活動していた時に事故が発生した場合においては、保険契約特約違反で、一切、保険金が支払われない可能性もあります。保険加入時には、保険代理店と十分に相談・確認した上で、契約人数を確定してください。

4. 他団体が主催する活動に参加する場合は？

最近、ボランティア団体間の交流が促進されてきていますが、主催団体にて、保険の加入の有無・内容（前述の1～3）について、事前に確認しておくことが重要です。善意のボランティア活動の結果、無保険活動により、被害者や加害者の立場で多額の経済的負担を負うことになっては、悔やんでも悔やみきれません。

もし、主催者側で十分な保険加入が成されない場合は、自分への傷害保険と相手への賠償責任保険を、自己団体の保険を変更指定契約で対応するなどしてから参加することが望ましいです。